

マイナンバーカードが保険証として 利用できるようになりました。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための申し込みについては、役場で補助をしていますのでお気軽にご相談ください。

また、2024(令和6)年秋以降は新規の保険証の発行を取りやめ、マイナンバーカードと健康保険証を一体化する検討がされています。

マイナンバーカードに健康保険証情報を登録しておくことができること！

就職・転職・引越をしても保険証の登録をしておけば、健康保険証としてずっと使えます。

【注意】医療保険者（市町村）への加入等の届出は引き続き必要です。

マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費情報を見ることができます。

マイナポータルを通じた医療費情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単にできます。

同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った正確な薬の情報が医師等と共有できます。

限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額以上の支払いが免除されます。

【注意】

既に、ポイント申請の際に保険証の登録をしている方は、マイナンバーカードに保険証情報は入っています。アプリ等を使用してご自分でも携帯電話等で確認できます。